

子ども医療費の助成内容

18歳到達年度末までのお子さまの 保険診療の自己負担分を市が助成します

文書料・予防接種など保険が適用されないものは助成対象外です

子ども医療

入院：保険診療自己負担分〔全額〕を助成します。

通院：保険診療自己負担分〔全額〕を助成します。

〔食事療養費〕一定の基準に該当する未就学児のみ助成します。

※子ども（出生の日から18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある者）

助成の受け方

〔子ども医療費受給者証〕を交付します

病院・薬局など医療機関等へ受診する時は

健康保険証・子ども医療費受給者証

をご提示ください

窓口負担は〔無料〕になります。

ただし、下記のとおり受給者証を使用できない場合は、
国保医療課より助成対象額を支給します。

申請方法：右記「支給申請の方法」をご覧ください。

- ・県外での受診
- ・入院時食事療養費（一定の未就学児のみ）
- ・受給者証未提示での受診
- ・コルセットなど治療用装具の作製

食事療養費は、次のいずれかに該当する金額を助成します。

- ①市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯は全額
※所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除等の税額控除を適用前の税額で判定。
※4月から7月診療分は前年度分の所得割額を参照。
- ②1回の入院期間の食事療養費が10,000円を超えた金額

支給申請の方法（県外受診など）

県外受診など受給者証を使用できない場合は 助成対象額を支給します

申請場所

北名古屋市役所 国保医療課（東・西庁舎）
月～金曜日（祝日・閉庁日を除く）8:30～17:15

持ちもの

- ・領収証（原本 医療点数が記載されているもの）
- ・健康保険証 ・子ども医療費受給者証
- ・通帳（振込先のわかるもの）

※申請月の翌月22日頃に振込みます。

※※※ 注意事項 ※※※

治療用装具を作製された方へ

北名古屋市国保加入者「医師の証明書」をお持ちください。

北名古屋市国保加入者以外 先にご加入の健康保険に申請していただき、「医師の証明書」「支給決定通知等入金額が分かるもの」「領収書」をお持ちください。差額自己負担分を支給します。

高額療養費に該当する方へ（北名古屋市国保加入者以外）

「支給決定通知等入金額が分かるもの」をお持ちください。差額自己負担分を支給します。

高額療養費のお問い合わせはご加入の健康保険へ。

保険証を提示できず10割（全額）支払われた方へ

（北名古屋市国保加入者以外）先にご加入の健康保険に申請していただき、「支給決定通知等入金額が分かるもの」及び領収書をお持ちください。差額自己負担分を支給します。

支払額について 保険診療点数をもとに計算しますので、自己負担分（領収書の金額）と数円の誤差が生じる場合があります。

時効について 申請書の提出期限は、医療費を支払った日の翌日から5年間です。

ご来庁が困難な方へ 郵送での申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

こんな時は届出・申請を

転職される方、された方へ

健康保険証に変更があった場合は速やかに届出をしてください。（持ちもの：健康保険証・子ども医療費受給者証）
※郵送での手続きは市ホームページをご覧ください。

社会保険に加入されている方へ（協会けんぽを除く）

受給者証を取得した時、健康保険証を変更した時は、ご加入の健康保険担当者へ〔子ども医療〕を受給していることをお伝えください。高額療養費支給事務において、医療費助成の受給資格の有無が必要になります。届出・お問い合わせはご加入の健康保険へ。

市内でお引越しをされる方へ 受給者証の住所変更をいたしますので、届出をしてください。

（持ちもの：健康保険証・子ども医療費受給者証）

市外へお引越しをされる方へ 受給者証を回収いたしますので、届出をしてください。

（持ちもの：健康保険証・子ども医療費受給者証）

資格喪失後に受給者証を使用された場合は、助成分を市に返還していただきます。

ご加入の健康保険から高額療養費（付加給付金）が

支給された方へ 受給者証を使用された医療費に対し、ご加入の健康保険から高額療養費等が支給された場合は、医療費を市に返還していただきますので、国保医療課までご連絡ください。

学校でケガをされた方へ

学校管理下での災害（負傷、疾病等）については、教育委員会で加入している「災害共済給付制度」をご利用ください。条件により対象の場合は、子ども医療費助成制度を申請してください。申請・お問い合わせは各小中学校または学校教育課へ。

自閉症状群と診断された方へ

障害者医療費受給者証を交付します。申請には診断書が必要となります。詳しくは国保医療課までお問い合わせください。

～・～ ご協力ください ～・～

健康保険証や受給者証が変わった場合

医療機関等（病院、薬局など）の窓口にて、その旨を伝えてください。

医療機関等からの誤請求を減らすことができます。

高額な医療を受ける場合

「限度額適用認定証※」を医療機関等の窓口にて提示してください。

健康保険から被保険者へ支給される高額療養費を、市に返還していただく手続きを省くことができます。

※ご加入の健康保険へ「限度額適用認定証」の交付申請が必要です。医療機関で精算される前に交付を受けてください。

ジェネリック医薬品の活用について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は新薬と同等の品質でありながら、安いのが特徴です。ジェネリック医薬品を選ぶことは、家計にやさしく、増え続ける医療費を抑えることにつながります。まずは、医師・薬剤師にご相談ください。

ご協力ください

同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や、急病などでやむを得ない場合以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けてください。



子

R3.10

受給者証の交付を受けた方へ

医療費助成制度の ご案内

[子ども医療]

北名古屋市

市民健康部 国保医療課

所在地 [西庁舎]

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地

所在地 [東庁舎]

〒481-8501 北名古屋市熊之庄御榊 60 番地

電話番号

(0568) 22-1111 (代)

ファクシミリ

(0568) 24-0003

電子メール

kokuho@city.kitanagoya.lg.jp